

◆改正保育料【2号認定・3歳以上児】と現行保育料との比較表

現行（3歳以上児）		
階層区分	3歳児	
	金額	金額
第1階層 (生活保護世帯)	0 (0)	0 (0)
第2階層 (市民税非課税世帯)	母子世帯等 0 (0)	0 (0)
	上記以外 4,000 (6,000)	4,000 (6,000)
第3階層 (市民税課税世帯)	母子世帯等 9,000 (15,500)	9,000 (15,500)
	上記以外 11,000 (16,500)	11,000 (16,500)
第4階層 (所得税40千円未満)	18,000 (27,000)	17,000 (27,000)
第5階層 (所得税40千円以上103千円未満)	25,000 (41,500)	24,000 (41,500)
第6階層 (所得税103千円以上413千円未満)	31,000 (58,000)	28,000 (58,000)
第7階層 (所得税413千円以上734千円未満)	34,000 (77,000)	30,000 (77,000)
第8階層 (所得税734千円以上)	— (101,000)	— (101,000)



2号認定(3歳以上児)改正案				
階層区分	保育標準時間		保育短時間	
	金額	増減額	金額	増減額
第1階層 (生活保護世帯)	0 (0)	0	0 (0)	0
第2階層 (市民税非課税世帯)	母子世帯等 0 (0)	0	0 (0)	0
	上記以外 4,000 (6,000)	0	4,000 (6,000)	0
第3階層 (市民税所得割課税額 48,600円未満)	母子世帯等 9,000 (15,500)	0	8,800 (15,300)	-200
	上記以外 11,000 (16,500)	0	10,800 (16,300)	-200
第4階層 (市民税所得割課税額97千円未満)	17,000 (27,000)	0	16,700 (26,600)	-300
第5階層 (市民税所得割課税額169千円未満)	24,000 (41,500)	0	23,600 (40,900)	-400
第6階層 (市民税所得割課税額301千円未満)	28,000 (58,000)	0	27,500 (57,100)	-500
第7階層 (市民税所得割課税額397千円未満)	30,000 (77,000)	0	29,500 (75,800)	-500
第8階層 (市民税所得割課税額397千円以上)	30,000 (101,000)	0	29,500 (99,400)	-500

※① ( ) は国の基準額

※② 増減額は、現行4、5歳児との比較

◆改正保育料【3号認定・3歳未満児】と現行保育料との比較表

現 行 (3歳未満児)		3歳未満児
階層区分		金 額
第1階層 (生活保護世帯)		0 (0)
第2階層 (市民税非課税世帯)	母子世帯等	0 (0)
	上記以外	6,000 (9,000)
第3階層 (市民税課税世帯)	母子世帯等	11,000 (18,500)
	上記以外	13,000 (19,500)
第4階層 (所得税40千円未満)		21,000 (30,000)
第5階層 (所得税40千円以上103千円未満)		29,000 (44,500)
第6階層 (所得税103千円以上413千円未満)		38,000 (61,000)
第7階層 (所得税413千円以上734千円未満)		46,000 (80,000)
第8階層 (所得税734千円以上)		— (104,000)



3号認定(3歳未満児)改正案					
階層区分		保育標準時間		保育短時間	
		金 額	増減額	金 額	増減額
第1階層 (生活保護世帯)		0 (0)	0	0 (0)	0
第2階層 (市民税非課税世帯)	母子世帯等	0 (0)	0	0 (0)	0
	上記以外	6,000 (9,000)	0	6,000 (9,000)	0
第3階層 (市民税所得割課税額 48,600円未満)	母子世帯等	11,000 (18,500)	0	10,800 (18,300)	-200
	上記以外	13,000 (19,500)	0	12,800 (19,300)	-200
第4階層 (市民税所得割課税額97千円未満)		21,000 (30,000)	0	20,700 (29,600)	-300
第5階層 (市民税所得割課税額169千円未満)		29,000 (44,500)	0	28,600 (43,900)	-400
第6階層 (市民税所得割課税額301千円未満)		38,000 (61,000)	0	37,400 (60,100)	-600
第7階層 (市民税所得割課税額397千円未満)		46,000 (80,000)	0	45,300 (78,800)	-700
第8階層 (市民税所得割課税額397千円以上)		53,000 (104,000)	7,000	52,100 (102,400)	6,100

※① ( ) は国の基準額

※② 増減額は、現行との比較